

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	1of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

## 目次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 引用文献	3
4. 用語の定義	3
4.1 環境管理物質	3
4.1.1 使用禁止物質	3
4.1.2 全廃目標物質	3
4.1.3 管理物質	3
4.1.4 対象外	3
4.1.5 適用除外用途	4
4.2 化学物質 (Substances)	4
4.3 調剤 (Preparation)	4
4.4 報告対象 [Reportable Application (s)]	4
4.5 閾値レベル (Threshold level)	4
4.6 認可対象候補物質 [Substances of Very High Concern (SVHC)]	4
4.7 均質材料 (Homogeneous material)	4
4.8 意図的添加 (Intentionally added)	5
4.9 IEC 62474 (電気・電子業界およびその製品に関するマテリアルデクラレーション)	5
4.10 アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium)	5
5. グリーン調達の考え方	5
5.1 事業活動の環境管理システム	5
5.2 事業活動のパフォーマンス	5
5.3 製品含有化学物質管理 (購入品の環境管理システム)	5
5.4 購入品のパフォーマンス	5
6. 要求事項	6
6.1 事業活動に関する要求事項	6
6.1.1 事業活動の環境管理システムに関する要求事項	6
6.1.2 事業活動のパフォーマンスに関する要求事項	6
6.2 購入品に関する要求事項	6
6.2.1 製品含有化学物質管理に関する要求事項	6
6.2.2 購入品のパフォーマンスに関する要求事項	6
7. 提出書類	7
7.1 「製品含有化学物質管理体制アンケート」の提出	7
7.2 調査回答フォーマットの提出	7
7.3 使用禁止物質の不使用保証書の提出	7

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	2of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

8. その他 .....	7
9. 適用開始日 .....	7

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	3of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

## 1. 目的

本基準は、オリエンタルモーター株式会社およびその関連会社（以下、当社とする。）が環境管理物質を含有しない製品、部品、材料、包装材等を調達するための基準を示す。取引先まで含めた環境に配慮したものづくりを展開することにより、地球環境保全を推進し、持続可能な社会を構築することを目的とする。

## 2. 適用範囲

当社が指定する製品、部品、材料等（以下、購買品とする。）の調達活動に適用し、次の内容を含む。

- ・ 付属品
- ・ 取扱説明書、包装材
- ・ 副資材（製品・部品に含まれる接着剤、グリースなど）
- ・ OEM 製品

また、顧客からの要求により本基準より厳しい要求が必要な購買品については、本基準より厳しい基準の適用を要求することがある。

## 3. 引用文献

次に掲げる文献は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの文献のうち、日付を付記してあるものは、記載の日付の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版には適用しない。日付を付記していない引用文献は、その最新版を適用する。

IEC 62474 Material declaration for products of and for the electrotechnical industry

## 4. 用語の定義

### 4.1 環境管理物質：

環境管理物質は、4.1.1～4.1.3 の管理レベルと適用除外用途で管理する。

#### 4.1.1 使用禁止物質：

物質とその用途について使用することを禁止するもの。

#### 4.1.2 全廃目標物質：

物質とその用途について目標期日を決めて全廃するもの。当該の期日の到来をもって“使用禁止物質”にするもの。

#### 4.1.3 管理物質：

次のいずれかに該当し、使用実態を把握し、管理するもの。

- ・ 国内外の現行法の規制を受ける可能性がある物質であり、かつ／または当該化学物質特定の要件の発効日が不確定である場合。
- ・ 規制されていない物質であるが、電気電子製品における当該化学物質の含有量を報告することについて認められた市場の要求が存在する場合。

#### 4.1.4 対象外：

当社製品の使用用途の対象外

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	4of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

#### 4.1.5 適用除外用途：

法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位。

#### 4.2 化学物質 (Substances)：

化学元素および化学元素の化合物。[例 鉛 (化学元素)、酸化鉛 (化合物)、ポリ塩化ビニル (化合物)] 米国化学会の化学情報検索システムの登録番号 (RN) (CAS 番号) およびまたは European Chemical (EC 番号) がすべての化学元素とそれらのほとんどの化合物に付けられているので、識別に利用するとよい。

#### 4.3 調剤 (Preparation)：

2 種またはそれ以上の化学物質が意図的に混合されたもの。

#### 4.4 報告対象 [Reportable Application (s)]：

使用の用途

注記 この用途は法律で示された範囲の中で定義される。例として、電池、織物、木材等。

#### 4.5 閾値レベル (Threshold level)：

製品に含まれる化学物質がこの値を超える（もしくは同一の値になる）と、本基準の管理レベルにしたがって開示しなければならない限界を示す濃度レベル。

閾値レベルの数値は質量 % (百万分率または ppm) で表す。1,000ppm=0.1%として換算する。

#### 4.6 認可対象候補物質 [Substances of Very High Concern (SVHC)]：

REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則第 57 条の手続きにより定められる物質であり、REACH 規則第 57 条で規定される特性（重篤な、“発癌性、変異毒性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性等” が懸念される特性）をもつ物質から選定される。この中から認可対象物質が選定される。SVHC が公表された段階から“対象となる物質が Article 分母で 0.1% を超えて含有していた場合はその情報等を受領者に伝達しなければならない”等の義務が発生する。

#### 4.7 均質材料 (Homogeneous material)：

異なる材料へと機械的に解体できない素材

- 均質という用語は、“全体的に一樣な組成であること”を意味する。“均質材料”の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、ダンボール、樹脂、コーティング等がある。
- 機械的に解体という用語は、その材料が、原則として、例えば次のような機械的操作によって分離できることを意味する（例 ねじ外し、切断、破壊、粉碎および研磨工程）。

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	5of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

#### 4.8 意図的添加 (Intentionally added) :

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用すること。

#### 4.9 IEC 62474 (電気・電子業界およびその製品に関するマテリアルデクラレーション) :

電気・電子業界で供給活動している企業の製品に関するマテリアルデクラレーションに関連した手順、内容およびフォーマットについて規定した国際規格。対象とする化学物質の選定基準やデータ交換の方法についても規定しており、これに基づいた物質リストも WEB ページにて公開している。

#### 4.10 アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium) :

アーティクル (部品や成形品等の別称) が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、2006 年 9 月に業界横断の活動推進主体として発足している。

### 5. グリーン調達の考え方

当社では、これまでの“品質”、“納期”、“価格”等の調達基準に加え、“環境”に関する評価基準を設け、“環境への配慮”を事業活動の基本としている取引先から優先的に調達する。

なお、“環境への配慮”には、5.1~5.4 の枠組みが有効に機能していること。

#### 5.1 事業活動の環境管理システム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していること。

#### 5.2 事業活動のパフォーマンス

環境管理システムを構築・運用した結果、法規制の遵守、使用禁止物質の不使用、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していること。

#### 5.3 製品含有化学物質管理 (購入品の環境管理システム)

当社に納入する購入品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していること。

#### 5.4 購入品のパフォーマンス

当社に納入する購入品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“全廃目標物質”が期限以降に含有されないこと。

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	6of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

## 6. 要求事項

### 6.1 事業活動に関する要求事項

#### 6.1.1 事業活動の環境管理システムに関する要求事項

##### a) 環境管理システムの構築

ISO 14001 の認証取得、または KES<sup>1)</sup>、エコアクション<sup>2)</sup>、エコステージ<sup>3)</sup> 等の認証取得。

認証取得が困難な取引先は、次の項目の取り組みを満たすこと。

1. 方針作成
2. 計画策定
3. 運用管理
4. パフォーマンスの評価および改善
5. マネジメントレビュー

注<sup>1)</sup> KES：特定非営利活動法人 KES 環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度

<sup>2)</sup> エコアクション 21：一般財団法人 持続性推進機構が推進する中小企業向け環境認証制度

<sup>3)</sup> エコステージ：一般社団法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

##### b) 環境管理システムの運用

#### 6.1.2 事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

##### a) 法規制の遵守

環境関連法規制を遵守していること。

##### b) オリエンタルモーターへの連絡

環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置をとることを命じられた場合または罰則を科せられた場合には速やかに連絡すること。

### 6.2 購入品に関する要求事項

#### 6.2.1 製品含有化学物質管理に関する要求事項

製品含有化学物質の管理体制が取引先において構築、維持に必要とされる事を目的に当社指定の「製品含有化学物質管理体制アンケート」を実施する。

#### 6.2.2 購入品のパフォーマンスに関する要求事項

##### a) 環境管理物質の管理

- ・使用禁止物質：当社に納入する購入品の中に「環境管理物質リスト」で定める、“使用禁止物質”が含有されないこと。
- ・全廃目標物質：当社に納入する購入品の中に「環境管理物質リスト」で定める、“全廃目標物質”が期限以降に含有されないこと。

b) 環境情報に関わる次の化学物質について、購入品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等（図面、納入仕様書等）で指示した場合は、当社に納入する購入品に当該化学物質が含有されないこと。

- ・顧客要求等への対応が必要な化学物質
- ・法規制等と社会動向により追加する化学物質

規格番号： OSC4013 (15 版)	名称：グリーン調達基準	発行日：2024 年 3 月 29 日 発行部門：製品法規制統括部	7of7
-------------------------	-------------	--------------------------------------	------

## 7. 提出書類

### 7.1 「製品含有化学物質管理体制アンケート」の提出

### 7.2 調査回答フォーマットの提出

当社に納入する製品、部品・材料・包装材等に含有される環境管理物質について、次のいずれかのフォーマットを使用し、データの提出をお願いします。

- ・ JAMP chemSHERPA-AI：成分情報（必須）/遵法判断/SCIP 情報  
フォーマットは chemSHERPA WEB ページよりダウンロードしてご利用ください。
- ・ 原材料（物質、調剤）等は chemSHERPA-CI

### 7.3 使用禁止物質の不使用保証書の提出

## 8. その他

取引先から製品含有化学物質管理の目的でご提供いただいた情報は、当社内で共有させていただきます。また、購入品の環境管理物質情報については、サプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、当社の製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

開示に不都合がある取引先は当社にご連絡ください。

## 9. 適用開始日

本基準は、2024 年 3 月 29 日より適用。